

新型コロナウイルス感染症に係る障害児通所支援事業所等に対するサービス継続支援事業補助金について（令和5年度）

1 事業内容（感染者発生日により対象事業所等が異なりますので、ご注意ください。）

		感染者発生日	
		令和5年5月7日まで	令和5年5月8日以降
対象事業所	<p><b>(1) 事業所等におけるサービス継続支援事業</b></p> <p>次の①から④のいずれかに該当する事業所等が、感染拡大防止対策や創意工夫を通じ、障害児通所支援等サービスを継続して提供できるよう必要な経費等に対し支援を行います。</p> <p>① 利用者又は職員に感染者が発生した事業所等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）（※1）</p> <p>② 濃厚接触者（※1）（※2）に対応した事業所等（児童発達支援及び放課後等デイサービス等の通所系を除く）</p> <p>③ 本市から休業要請を受けた事業所等</p> <p>④ ①、③以外の事業所等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所</p>	<p><b>(1) 事業所等におけるサービス継続支援事業</b></p> <p>次の①から③のいずれかに該当する事業所等が、感染拡大防止対策や創意工夫を通じ、障害児通所支援等サービスを継続して提供できるよう必要な経費等に対し支援を行います。</p> <p>① 利用者又は職員に感染者が発生した事業所等（職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ。）が複数発生し、職員が不足した場合を含む）</p> <p>② 感染者と接触があった者に対応した事業所等（この場合は利用者のみを指す）</p> <p>③ ①以外の事業所等であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所</p>	
	<p><b>(2) 事業所等との協力支援事業</b></p> <p>感染者が発生した事業所等の利用者に必要なサービスを確保するため、当該事業所の利用者の受入れや当該事業所への応援職員の派遣等の協力支援する以下のいずれかに該当した事業所等に必要な経費について支援を行います。</p> <p>① (1)の①又は③の事業所等に対し、協力する事業所等</p> <p>② 感染症の拡大防止の観点から、必要があり自主的に休業した事業所等（※3）に対し、協力する事業所等</p> <p>※1 濃厚接触者は、保健センターの判断となります。感染が疑われる者は、感染者・濃厚接触者には含まれません。</p>	<p><b>(2) 事業所等との協力支援事業</b></p> <p>感染者が発生した事業所等の利用者に必要なサービスを確保するため、当該事業所の利用者の受入れや当該事業所への応援職員の派遣等の協力支援する以下のいずれかに該当した事業所等に必要な経費について支援を行います。</p> <p>① (1)の①の事業所等に対し、協力する事業所等</p> <p>② 感染症の拡大防止の観点から、必要があり自主的に休業した事業所等に対し、協力する事業所等</p> <p>なお、(1)③「当該事業所の職員により、居宅でできる限りのサービスを提供した」とは、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の「新型コロナウイルス感</p>	

<p>(参考) 濃厚接触者の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者と同居している者</li> <li>・感染者と長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者</li> <li>・適切な感染防護無しに感染者を診察、看護、介護していた者</li> <li>・感染者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者</li> <li>・1メートル程度で必要な感染予防策なしで感染者と15分以上の接触があった者</li> </ul> <p>※2 この場合の濃厚接触者は利用者のみを指します。職員や利用者家族が濃厚接触者の場合は対象となりません。</p> <p>※3 自主休業とは「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年4月9日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づき本市に届出を行っており、かつ各事業所が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日((1)の④の訪問によるサービスのみを提供した場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。</p> <p>※対象サービスは旧要綱の別表1のとおり</p>	<p>感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」(令和5年4月28日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)及び前通知別紙R5.4.28)に係る名古屋市QA(以下、「位置付け変更通知及び市QA」という。)に基づき本市に自主休業の届出を行った上で訪問によるサービス提供をしている場合を指します。</p> <p>また、(2)②「自主的に休業した」とは位置付け変更通知及び市QAに基づき上記届出を行っており、かつ各事業所が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日((1)③の訪問によるサービスのみを提供した場合を含む)が連続3日以上の場合を指します。</p> <p>※対象サービスは新要綱の別表1のとおり</p>
<p>対象経費</p> <p>旧要綱の別表2のとおり</p> <p>通常のサービス提供時では発生しない、新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続のためのかかり増し経費が対象となります。</p> <p>ただし、障害児通所支援等サービスの報酬及び他の制度等による経費助成(補助)で措置されているものは、本事業の対象とはなりません。</p>	<p>新要綱の別表2のとおり</p> <p>通常のサービス提供時では発生しない、新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続のためのかかり増し経費が対象となります。</p> <p>ただし、障害児通所支援等サービスの報酬及び他の制度等による経費助成(補助)で措置されているものは、本事業の対象とはなりません。</p>

## 2 申請方法

令和4年4月1日から令和6年3月31日までに対象経費を支出した事業所においては、**令和6年3月31日(日)まで**に、交付申請書兼実績報告書、申請額一覧・個票、支払証拠書類(領収書等の写し)及びその他参考資料を事業所ごとに作成し、提出期限までに郵送で送付してください。提出期限は**令和6年4月8日(月)消印有効**です。

※既に口座振替登録番号をお持ちの場合は、記入してください。

### 3 請求書提出

交付決定後、速やかに請求書を提出してください。実績額が交付決定額を下回った場合は、交付変更申請書兼実績報告書の提出も必要となります。

また、請求書には、本市への口座振替登録番号の記載が必要ですので、登録番号をお持ちでない場合は別途手続きが必要です。請求書提出後に、本市から補助金の交付を行います。